

第15回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

■事業報告

1. 企業集団の現況

当事業年度の事業の状況（事業の経過及び成果）

直前3事業年度の財産及び損益の状況

対処すべき課題

主要な事業内容

主要な営業所

使用人の状況

主要な借入先の状況

その他企業集団の現況に関する重要な事項

2. 会社の現況

株式の状況

新株予約権等の状況

会社役員の状況（社外役員に関する事項）

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社の支配に関する基本方針

剰余金の配当等の決定に関する基本方針

■連結計算書類

連結財政状態計算書

連結損益計算書

連結持分変動計算書

連結注記表

■計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

■監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査等委員会の監査報告

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、上記の事項につきましては、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しており、インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

なお、第15回定時株主総会招集ご通知に記載の事項につきましては、当該招集ご通知をご覧くださいようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2022年1月1日から)
(2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当社グループは「テクノロジーでお金と経済のあり方を変える」のコーポレートミッションのもと、成長性の高いテクノロジー領域に経営資源を集中し事業を展開しております。当該領域は、スマートフォンやタブレット、ウェアラブル端末といったデバイスの普及に加え、Twitter、Facebook、Instagram、LINEなどのソーシャルメディアの拡大、クラウドや人工知能（AI）の進化、ブロックチェーンといった新しいテクノロジーやサービスの出現により劇的な変化を続けております。これらの市場規模は世界的にも一層の拡大が見込まれ、関連事業を提供する当社グループの収益機会も大きく広がるものと考えております。このような事業環境のもと、当社グループは、ファイナンス及びマーケティングを2つの事業の柱としながら、新たにDX支援事業を立ち上げ、SaaSサービスの展開や、ブロックチェーン技術を活用した新規サービスの開発を積極的に行っております。また2020年8月に中期経営計画「The Road To 2025」を策定し、決済を中心とするフィンテック領域への投資、成長戦略としてDX支援事業への投資、中長期で着実な利益成長が可能なストック型ビジネスへ集中投資していくことを決定いたしました。変化の大きい事業環境の中でも安定的な収益基盤を築き、社会のDX化とフィンテックの発展を推進し、当社のビジョンとミッションの実現を目指してまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は当社事業にも様々な影響を及ぼしました。特にファイナンス事業においては、旅行・ホテル関連やイベント関連決済の需要が大幅に減少、その影響は当連結会計年度においても継続しております。一方、同事業のパッケージ・ソリューション及び信用ビジネスが好調に拡大しており、当社グループの成長の基軸となっております。感染症拡大を契機とした社会の変化は新たな顧客ニーズを開拓する機会と捉え、既存サービスの刷新を含め、積極的な事業展開を継続してまいります。なお、子会社である株式会社メタップスペイメントにおける不正アクセスへの対応にかかる費用として2,136百万円を計上いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,905百万円、営業損失1,858百万円、税引前当期損失1,835百万円、当期損失1,767百万円、親会社の所有者に帰属する当期損失1,592百万円となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

国際財務報告基準 (IFRS)

区 分	第 12 期 (2019年12月期)	第 13 期 (2020年12月期)	第 14 期 (2021年12月期)	第 15 期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売 上 高(百万円)	13,292	5,020	5,739	5,905
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△)(百万円)	△2,990	△563	3,298	△1,858
親会社の所有者に 帰属する当期利益(百万円) (△は損失)	△2,861	△108	4,054	△1,592
基本的1株当たり 当 期 利 益 (円) (△は損失)	△211.29	△7.93	297.13	△115.92
資 産 合 計(百万円)	20,884	21,921	31,500	28,112
資 本 合 計(百万円)	4,517	5,977	9,974	9,280
1株当たり親会社 所有者帰属持分 (円)	359.64	417.34	715.40	634.89

(注) 第14期にMetaps Entertainmentが連結除外され、韓国子会社であるMafin Inc.の株式譲渡を決定し、第15期にMetaps Plus Inc.の解散を決定したため、これらの事業について非継続事業に分類しております。これにより、第14期以降の売上高、営業利益又は営業損失は非継続事業を除いた継続事業の金額を表示しております。

(3) 対処すべき課題

① 組織体制の整備

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に運用すること、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査等委員会による監査等を基軸とするコーポレート・ガバナンス機能の充実などを行っていく方針であります。

② 開発スピード強化への対応

既存プロダクトのシステム稼働は安定していますが、テクノロジー領域における目まぐるしい変化スピードに対応していくためには、常に新しいプロダクトを創造し続ける必要があります。一方で、情報漏えい、情報セキュリティ面でのリスク対応強化についても並行して進められるよう、引き続き優秀な技術者の確保、職場環境の改善に努めてまいります。

③ 新規事業の展開について

当社グループの展開する事業の属するテクノロジー業界は、急速な進化、拡大を続けており、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速いため、当社グループにおいても顧客のニーズを満たす新サービスの展開を常に検討しております。今後、ファイナンス関連事業を主軸に、DX支援を軸とした積極的な事業展開を進めていく方針であります。

④ 情報セキュリティ体制の強化

当社グループの提供するサービスでは、個人情報などの機密情報を取り扱っております。当社グループは、お客様からお預かりした情報資産をはじめ、会社の情報資産をあらゆる脅威からの保護するため、十分な情報セキュリティ対策を確保することが当社の重要な経営課題と認識し、情報セキュリティ基本方針を策定し、推進しております。今後も引き続き、技術的セキュリティ向上のみならず、組織全体のマネジメント体制も含め、情報セキュリティ体制の継続的な改善に努めてまいります。

上記施策により、内部管理体制やコーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、更なる事業拡大に取り組んでまいります。

(4) 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

当社グループは、「世界を解き放つ」との経営ビジョンのもと、ファイナンス事業を主軸に、マーケティング事業及びDX支援事業等を行っております。

(5) 主要な営業所（2022年12月31日現在）

本社（東京都渋谷区）

（注）当社の重要な子会社については、「重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(6) 使用人の状況（2022年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計 年度末比増減
ファイナンス	79(2)名	4名減(－)
マーケティング	35(0)名	4名増(－)
その他	54(29)名	9名減(9名増)
合計	168(31)名	61名減(9名増)

(注) 1. 海外事業の売却により、合計使用人数は前連結会計年度末と比較し大幅に減少しております。

2. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比 増減	平均年齢	平均勤続年数
54(29)名	9名減(9名増)	38.6歳	2.8年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況（2022年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,000百万円

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 42,000,000株
- ② 発行済株式の総数（注） 13,730,018株
- ③ 株主数 11,182名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
佐 藤 航 陽	2,116,000株	15.41%
株 式 会 社 S B I 証 券	1,851,700	13.48
楽 天 証 券 株 式 会 社	479,000	3.48
日 本 瓦 斯 株 式 会 社	435,200	3.16
山 崎 祐 一 郎	406,000	2.95
NOMURA PB NOMIN EES LIMITED OMN IBUS-MARGIN(CASH P B)	376,500	2.74
渡 辺 崇	286,300	2.08
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	169,500	1.23
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	136,135	0.99
a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社	93,600	0.68

（注）持株比率は自己株式（170株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権の状況

イ. 2019年1月15日開催の取締役会決議に基づき発行した第14回新株予約権

新株予約権の総数	3,300個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 330,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり100円
新株予約権の払込期日	2019年2月1日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 1,780円
権利行使期間	2021年4月1日から 2029年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算定される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	① 2020年12月期から2024年12月期までのいずれかの期において当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書の営業利益が、下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる行使可能割合を限度として当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌日1日から行使することができる。 (a) 営業利益が7,000百万円を超過した場合 行使可能割合：70% (b) 営業利益が8,000百万円を超過した場合 行使可能割合：80% (c) 営業利益が9,000百万円を超過した場合 行使可能割合：90% (d) 営業利益が10,000百万円を超過した場合 行使可能割合：100%

新株予約権の行使の条件	なお、営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における営業利益を参照するものとする。また、会計基準の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。 ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要しないものとする。但し、新株予約権者が解任及び懲戒解雇などにより退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。 ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権を行使できないものとする。 ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式の総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。 ⑥ 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。												
割当先	第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割り当てた。 <table><tr><td>当社取締役</td><td>5名</td><td>1,110個</td></tr><tr><td>当社従業員</td><td>26名</td><td>1,530個</td></tr><tr><td>当社子会社取締役</td><td>6名</td><td>420個</td></tr><tr><td>当社子会社従業員</td><td>8名</td><td>240個</td></tr></table>	当社取締役	5名	1,110個	当社従業員	26名	1,530個	当社子会社取締役	6名	420個	当社子会社従業員	8名	240個
当社取締役	5名	1,110個											
当社従業員	26名	1,530個											
当社子会社取締役	6名	420個											
当社子会社従業員	8名	240個											

ロ．2019年10月11日開催の取締役会決議に基づき発行した第15回新株予約権

新株予約権の総数	12,542個
新株予約権の目的である株式の種類と潜在株式数	普通株式：1,254,200株（注）1 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり882円
新株予約権の払込期日	2019年10月29日
行使価額	1株当たり897円（注）1
権利行使期間	2019年10月30日から 2024年10月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割り当てた。（注）2 投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号 8,269個 Inflexion Ⅱ Cayman, L.P. 3,169個 フラッグシップアセットマネジメント投資組合85号 1,104個

（注）1．行使価額の修正条件：当社は、2020年4月29日、2021年4月29日及び2022年4月29日（修正日）において、当該修正日まで（当日を含む。）の5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）

（修正日価額）が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額（897円）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限修正価額とする。

2020年4月22日から2020年4月29日まで（当日を含む。）の5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が、下限修正価額（897円）を下回ったため、行使価額は、2020年4月29日を修正日として1,196円から897円へ調整されました。行使価額の調整により、本新株予約権の潜在株式数に変更はありません。

2．割当先であるInflexion Ⅱ Cayman, L.P.は、2020年2月27日付で割当先である投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号に対し、本新株予約権98個を譲渡しました。

ハ．2019年10月11日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

社債の総額	1,499,988,000円
社債に付された新株予約権の総数	49個
新株予約権の目的である株式の種類と潜在株式数	普通株式：1,672,226株（注）
社債及び新株予約権の払込金額	本社債の金額100円につき金100円 本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないものとする
社債の払込期日及び新株予約権の割当日	2019年10月29日
転換価額	1株当たり897円（注）
権利行使期間	2020年10月30日から 2024年10月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割り当てた。 投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号 32個 Inflexion II Cayman, L.P. 13個 フラッグシップアセットマネジメント投資組合85号 4個

（注）転換価額の修正条件：当社は、2020年4月29日、2021年4月29日及び2022年4月29日（修正日）において、当該修正日まで（当日を含む。）の5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（修正日価額）が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額（897円）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限修正価額とする。

2020年4月22日から2020年4月29日まで（当日を含む。）の5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が、下限修正価額（897円）を下回ったため、転換価額は、2020年4月29日を修正日として、1,196円から897円へ調整されました。転換価額の調整に伴い、本転換社債型新株予約権の潜在株式数は1,672,226株に変更されました。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）小笹文氏は、合同会社カラフルの代表社員であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）佐野綾子氏は、あや総合法律事務所の代表及び株式会社すかいらーくホールディングスの社外取締役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況及び 社外取締役に期待される役割に 関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	小 笹 文	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会13回の全てに出席致しました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会においては、当社のコンプライアンス体制等について、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	佐 野 綾 子	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会13回の全てに出席致しました。証券会社における実務経験や弁護士として税務を含む専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会においては、当社の会計及び内部統制等について、適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容を参考に必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を致しました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

イ. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の強化のため、2018年11月29日開催の第11回定時株主総会決議により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。（最終改定2021年11月30日）

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」及び「財務報告の信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動する。
- ② コンプライアンスを経営の重要課題のひとつと位置づけ、社員に対しその重要性を強調、明示し、企業風土づくりに努め、当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等の報告を受けた場合には、遅滞なく取締役会に報告する。
- ③ 取締役会は、取締役会等重要な会議をとおして各取締役の職務執行を監督し、監査等委員である取締役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行を監査する。
- ④ 社外の弁護士その他第三者機関との関係を保ち、必要がある場合に意見を求め、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を確保する。
- ⑥ 反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。
- ⑦ 当社グループの取締役及び使用人が、コンプライアンス上の問題を発見した場合に、速やかに報告できる体制として弁護士による社外相談窓口（以下、内部通報制度）を設置し、相談・提案を受けた弁護士は、速やかに監査等委員会へ報告する体制とし、問題の早期発見、解決を図るよう努める。
- ⑧ 内部通報制度や監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑨ 内部監査部は、内部監査規程に基づき法令及び定款の遵守体制に対し

て監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役社長に報告し、同時に監査等委員会へ報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文章の取扱は、社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループ内のリスク管理体制強化のために、リスク・コンプライアンス規程を策定し、当社グループにおけるリスク評価及び対応は、管理本部が事務局となり、法務及び内部統制担当者等で構成されるリスクマネジメント委員会で推進する。
- ② 販売先、仕入先、銀行、子会社との取引は業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限基準表、稟議規程、経理規程に基づいて行い、管理本部長を責任者として管理の事務局は人事総務部が行う。
- ③ 重要情報の適時開示を果たすため、取締役は、会社の損失に影響をあたえる重要事実の発生の報告を受けた場合は、遅滞なく取締役会又は業務執行会議に報告し、報告された情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示の指示を行う。
- ④ 取締役、執行役員、子会社社長は、取締役会等において会社の財務状況の把握に努め、担当する部門における月次損益状況を報告し、会社の損失に影響を与える重要事実が発見された場合は、その情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示を行う。
- ⑤ 内部監査部は、内部監査規程に基づきリスク管理体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役社長に報告し、同時に監査等委員会へ報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、取締役会を月1回開催するほか、適宜臨時に開催するものとし、経営に係わる業務執行上の重要案件については、取締役及び常務執行役員から構成される業務執行会議において事前審議を行い、その審議を経

て執行決定を行うこととする。

- ② 取締役の業務執行については、取締役会規程、稟議規程、業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限基準表に基づきそれぞれの責任者及びその責任、執行手続等について定めることとする。
- ③ 取締役が業務執行を効率的に行うために、業務の合理化及び手続き等の簡略化に努め、必要があるときは管理本部からの助言を得る。
- ④ 業務の効率化を図るため、内部統制が有効に機能するようITシステムに関する整備を推進する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、当社グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、グループ会社間の指揮、命令、意思疎通の連携を密にし、指導、助言、評価を行いながら企業集団としての業務の適正を図る。
- ② 当社グループの業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程を定め、グループ会社の管理は投資戦略本部が行う。グループ会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく投資戦略本部長を通じて、取締役会又は業務執行会議に報告し、同時に監査等委員会へ報告する。
- ③ グループ会社に対する管理、支援等を行う管理責任、援助責任部門を本社内に定め、当社グループとしての情報の共有・伝達に努める。
- ④ 内部監査部は、内部監査規程に基づき当社グループの監査を定期的の実施し、その結果について代表取締役社長に報告する。また、子会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見した場合、遅滞なく代表取締役社長を通じて、取締役会又は業務執行会議に報告し、同時に監査等委員会へ報告する。
- ⑤ 内部統制システムを整備するに当たっては、財務報告に係る内部統制評価実施マニュアルに基づき、当社グループ全体に亘る体制を整備する。
- ⑥ 当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、定期的又は随時に関係資料の提出を求める。
- ⑦ 当社は、定期的又は随時に業務執行会議を開催し、その他必要に応じて子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況の報告を受ける。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査等委員会が、監査の実施のために必要に応じて補助者を配置するよう求めた場合は、適任者を監査等委員会と協議の上、任命する。任命された補助者は、監査等委員会の補助業務を遂行するにあたっては、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- ② 監査等委員会の補助業務を行う補助者を任命した場合は、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社グループの取締役及び使用人に周知する。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項

- ① 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに重大な法令違反、定款違反や業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他会社運営上の重要事項があるときは、速やかに監査等委員会に報告する。
- ② 監査等委員会は、監査等委員会監査等基準に基づき、取締役会及び重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば取締役及び使用人に対しその説明を求めることができる。
- ③ 内部監査部は、内部監査規程に基づき、内部監査の計画の立案及び実施に当たっては、監査等委員会と密な連携を保つと同時に、定期的な報告を行い、必要に応じて特定事項の調査の依頼を受けることができる。
- ④ 内部統制担当部門は、監査等委員会と密な連携を保つとともに、監査等委員会からの求めに応じて関係部署とともに監査上必要な調査を行う。
- ⑤ 監査等委員会監査事務は内部監査部がこれを補助する。
- ⑥ 監査等委員会は当社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、その意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制

- ① 当社グループの取締役及び使用人は監査等委員会又はその補助使用人から業務遂行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められた場合は、迅速、適切に対応する。
- ② 監査等委員会がその職務の執行について、必要な費用の請求をした時は、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ③ 監査等委員会は監査法人との会合を定期的又は随時に持ち、財務報告の信頼性について意見交換を行う。
- ④ 監査等委員会は代表取締役との会合を定期的又は随時に持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換を行う。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- ② 財務報告に関して重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努める。
- ③ 内部統制担当部門は、内部統制の欠陥に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会又は業務執行会議に報告する。また、併せて監査等委員会へ報告する。
- ④ 上記①から③に掲げる方針及び手続き等を運用するにあたり、IT環境の適切な理解とこれを踏まえたITの有効かつ効率的な利用を推進し、ITに係る全般統制及び業務処理統制の整備に努め、迅速かつ適切な対応ができるようにする。
- ⑤ 内部監査部は、財務報告に係る内部統制の有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役社長に報告し、併せて監査等委員会へ報告する。

ロ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

- ① 当事業年度は、取締役会を17回（その他会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が1回）開催し、重要事項について審議・決議したほか、担当取締役から職務執行状況

について報告を受けております。社外取締役（２名）は、取締役会において独立した客観的な立場から忌憚のない意見を述べ、経営や業務執行の監督機能を担っております。

- ② 業務執行会議を毎月開催し、各事業責任者から事業報告を受けております。
- ③ リスクマネジメント委員会を毎月開催し、リスクマネジメント、コンプライアンス等の方針を検討しております。
- ④ 監査等委員会を毎月開催し、監査計画に基づき内部監査部と連携して調査を実施するとともに、取締役、会計監査人との間で情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。」旨を定款に定めております。当社は、未だ成長過程にある企業であり、主要事業の立ち上げ間もないことから未だ内部留保が薄く、創業以来配当を行っておりません。当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、現在当社は成長過程にあると認識しており、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるかと考えております。

将来的には、各期の財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案したうえで株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

連 結 財 政 状 態 計 算 書

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	25,641	流 動 負 債	17,423
現金及び現金同等物	10,961	社債及び借入金	1,000
営業債権及びその他の債権	12,081	営業債務及びその他の債務	14,709
その他の金融資産	2,394	その他の金融負債	1,074
その他の流動資産	205	未払法人所得税	18
非 流 動 資 産	2,471	引 当 金	457
有形固定資産	141	その他の流動負債	166
の れ ん	1,176	非 流 動 負 債	1,409
顧客関連無形資産	48	社債及び借入金	1,362
その他の無形資産	127	その他の金融負債	30
繰延税金資産	520	繰延税金負債	15
その他の金融資産	458	その他の非流動負債	2
その他の非流動資産	0	負 債 合 計	18,832
資 産 合 計	28,112	(資 本 の 部)	
		親会社の所有者に帰属 する持分合計	8,741
		資 本 金	100
		資 本 剰 余 金	11,230
		その他の資本の構成要素	20
		利 益 剰 余 金	△2,609
		自 己 株 式	△0
		非 支 配 持 分	539
		資 本 合 計	9,280
		負 債 及 び 資 本 合 計	28,112

連 結 損 益 計 算 書

(2022年1月1日から)
(2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
継続事業	
売上高	5,905
売上原価	3,037
売上総利益	2,869
販売費及び一般管理費	2,612
その他の収益	133
その他の費用	2,259
持分法による投資損益	11
営業損失	△1,858
金融収益	61
金融費用	37
税引前当期損失	△1,835
法人所得税費用	△487
継続事業からの当期損失	△1,348
非継続事業	
非継続事業からの当期損失	△419
当期損失	△1,767
当期利益の帰属	
親会社の所有者	△1,592
非支配持分	△175
当期損失	△1,767

連結持分変動計算書

(2022年1月1日から)
(2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素		
			新 株 予 約 権	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	合 計
2022年1月1日時点の残高	100	11,138	24	△397	△373
当 期 損 失	—	—	—	—	—
そ の 他 の 包 括 利 益	—	—	—	454	454
当 期 包 括 利 益 合 計	—	—	—	454	454
子会社の支配喪失に伴う増減	—	—	—	—	—
非支配株主との資本取引	—	93	—	△61	△61
所 有 者 と の 取 引 額 合 計	—	93	—	△61	△61
2022年12月31日時点の残高	100	11,230	24	△4	20

	親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分			非 支 配 持 分	資 本 合 計
	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	合 計		
2022年1月1日時点の残高	△1,018	△0	9,846	128	9,974
当 期 損 失	△1,592	—	△1,592	△175	△1,767
そ の 他 の 包 括 利 益	—	—	454	△45	409
当 期 包 括 利 益 合 計	△1,592	—	△1,138	△220	△1,357
子会社の支配喪失に伴う増減	—	—	—	△1	△1
非支配株主との資本取引	—	—	32	632	664
所 有 者 と の 取 引 額 合 計	—	—	32	631	663
2022年12月31日時点の残高	△2,609	△0	8,741	539	9,280

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、IFRS）に準拠して作成しています。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| ・連結子会社の数 | 3社 |
| ・主要な連結子会社の名称 | 株式会社メタップスペイメント
株式会社メタップスワン |

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- | | |
|--------------|----|
| ・持分法適用の関連会社数 | 0社 |
|--------------|----|

(4) 連結の範囲及び持分法の適用の変更に関する注記

当連結会計年度から、Mafin Inc. を連結の範囲から除いております。これは、株式の売却により連結子会社に該当しないこととなったため、連結の範囲から除外したものであります。

当連結会計年度から、Metaps Plus Inc. を連結の範囲から除いております。これは、解散により連結子会社に該当しないこととなったため、連結の範囲から除外したものであります。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

金融商品

イ. 金融資産

(a) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取引コストは、純損益で認識しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する金融資産のうち、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択をした資本性金融資産につきましては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(b) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(i) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(ii) 公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額は当期の純損益として認

識しております。

但し、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

(c) 認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しております。

(d) 減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しております。当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12か月の予想信用損失を損失評価引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を損失評価引当金として認識しております。

但し、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で損失評価引当金を認識しております。

ロ. 金融負債

(a) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融負債に関する契約の当事者になった時点で当該金融商品を認識しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しております。

(b) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(i) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しております。

(ii) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

(c) 認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となったときに、金融負債の認識を中止しております。

ハ. デリバティブ

全てのデリバティブ取引を、デリバティブ契約の締結時点で当初認識し、当初認識時点において公正価値で測定しております。当初認識後における再測定も公正価値で行い、公正価値の変動は純損益として認識しております。なお、当社グループは、ヘッジ会計を適用しておりません。

非デリバティブの主契約に組み込まれているデリバティブは、次の場合に、主契約と分離し、デリバティブとして会計処理しております。

- ・デリバティブの定義に該当すること
- ・組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが主契約のそれらに密接に関連していないこと
- ・当該契約が純損益を通じて公正価値で測定されるものではないこと

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

有形固定資産の測定については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去に係る原状回復費用及び資産計上すべき借入費用が含まれております。

有形固定資産で、それぞれ異なる複数の重要な構成要素を識別できる場合は、別個の有形固定資産として会計処理しております。

有形固定資産は処分時点、もしくは使用又は処分による将来の経済的便益が期待できなくなった時点で認識を中止しております。有形固定資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、正味処分対価と資産の帳簿価額との差額として算定され、認識の中止時点で純損益として認識しております。

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上し

ております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ 工具、器具及び備品 3～10年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

ロ. 無形資産

(a) のれん

子会社の取得により生じたのれんは、無形資産に計上しております。

当社グループは、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として測定しております。

のれんの償却は行わず、少なくとも年に1回、減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。

(b) その他の無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。

自己創設の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、全て発生した期の費用として認識しております。資産化の要件を満たす開発費用は、ソフトウェアのみになります。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ 顧客関連無形資産 10年
- ・ ソフトウェア 3～5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(c) 研究開発費

研究関連支出は、発生時に費用認識しております。開発関連支出は、信頼性をもって測定することができ、将来的に経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合にのみIAS第38号「無形資産」の資産

の認識基準に従って資産計上しております。なお、研究関連支出と開発関連支出が明確に区分できない場合には、研究関連支出として発生時に費用認識しております。

ハ. リース資産

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用权資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用权資産は、リース負債の当初測定金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用权資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

但し、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用权資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

③ 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、合理的に見積り可能な法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性ある見積りができる場合に、認識しております。

引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

セキュリティ対応引当金

不正アクセスにより情報流出したことに伴い、各種調査、再発防止、取引先への対応等の支出に備えるため、その費用負担額として見込まれる金額をセキュリティ対応引当金として認識しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

ロ. 収益

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は以下のとおりです。

（a）ファイナンス

当社グループは、加盟店規約に基づき、当社グループの顧客である加盟店に対して、加盟店の売上情報データの送受信及び処理、収納会社からの代金の回収、加盟店への送金等を含む決済サービスを提供しており、当該サービスの提供が当社グループの履行義務であります。当該サービスについては、消費者が加盟店との間で当社グループの提供する決済手段を利用した時点で履行義務が充足されるものと判断して収益を認識し、決済手数料受取額で収益の額を測定しております。

また当社グループは、加盟企業規約に基づき、当社グループの顧客である加盟企業の従業員に対して、当該従業員からの申請を受け付けるためのアプリケーションの提供、申請の受理、立替金の支払いを行い、立替金を加盟企業に対して請求するサービスを提供しており、当該サービスの提供が当社グループの履行義務であります。当該サービスについては、当該従業員が当社グループの提供するアプリケーションを利用し、給与の立替払いを受領することで履行義務が充足されるものと判断して収益を認識し、加盟企業に対する立替払い手数料受領額で収益の額を測定しております。

いずれのサービスにおいても、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

(b) マーケティング

当社グループは、国内外の法人企業向けにインターネット広告の運用をはじめ、データフィード等のシステムを活用した”データ×マーケティング”を軸とした包括的なマーケティング支援サービスを提供しており、当該サービスの提供が当社グループの履行義務であります。当該サービスについては、顧客が当社グループの提供するマーケティング支援サービスを利用した時点で履行義務が充足されるものと判断して収益を認識し、顧客のサービス利用実績に基づき収益の額を測定しております。通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結計算書類の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりであります。

(のれんの減損テスト)

当社グループはのれんについて、少なくとも年に1回、減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。減損テストの回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。

企業結合で生じたのれんは、取得日に、企業結合から利益がもたらされる資金生成単位グループに配分しております。

各資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

資金生成単位又は資金生成単位グループ	帳簿価額
メタップスペイメントグループ	1,028
その他	148

使用価値は、経営者が承認した事業計画に基づくキャッシュ・フローの見積額を、現在価値に割り引くことで算定しております。

使用価値の算定に用いる事業計画は5年とし、業界の将来に関する経営者の評価や過去の実績等に基づき作成しています。

使用価値の算定に用いる事業計画を超えて発生すると見込まれるキャッシュ・フローは、資金生成単位グループの市場の長期平均成長率をもとに継続価値を見積っております。

割引率は、資金生成単位グループの税引前の加重平均資本コストを基礎に算定しています。

なお、減損判定に用いた主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変動した場合においても、回収可能価額が帳簿価額を大幅に上回っており、重要な減損が発生する可能性は低いと判断しております。

5. 連結財政状態計算書に関する注記

- (1) 資産から直接控除した損失評価引当金
営業債権及びその他の債権 19百万円
- (2) 資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額
有形固定資産 289百万円

6. 連結持分変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 13,730,018株
- (2) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等
該当事項はありません。
 - ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
該当事項はありません。
- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 3,093,315株

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
当社グループは経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク、流動性リスク、為替リスク、金利リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。
また、当社グループは、投機的な取引は行わない方針であります。

① 信用リスク管理

信用リスクは、取引先の債務不履行等により、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。

なお、当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

連結計算書類に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、獲得した担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポ

ージャーの最大値であります。

これらの信用リスクに対するエクスポージャーに関して、担保及びその他の信用補完に重要なものではありません。

② 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

③ 為替リスク管理

当社グループは、国際的に事業を展開していることから、為替変動が業績に大きく影響いたします。毎月通貨別の為替差損益を把握することで、為替変動が損益計画に与える影響を勘案しております。

④ 金利リスク管理

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に金利の変動は借入コストに大きく影響いたします。借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

① 公正価値の測定方法

主な金融資産の公正価値の測定方法は以下のとおりです。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

(その他の金融資産)

未収入金、差入保証金及び貸付金は、将来キャッシュ・フローを当社グループの見積りによる信用リスクを加味した割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

非上場株式は、将来キャッシュ・フロー、将来収益性及び純資産等に基づいた適切な評価モデルにより算定しております。

企業結合による条件付対価は、被取得企業の業績達成に応じて支払いもしくは払い戻しが発生する取引であり、対象期間における被取得企業の業績や割引率等を基に算定しております。

上記以外のその他の金融資産は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

(社債及び借入金)

短期借入金は、短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

社債は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の社債発行又は借入契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(その他の金融負債)

未払金、リース負債及び割賦未払金は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

新株予約権は、将来キャッシュ・フローを当社グループの見積りによる信用リスクを加味した割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

② 金融商品の公正価値ヒエラルキー

公正価値のヒエラルキーを、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下のとおりレベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象が発生した各四半期の期首時点に発生したものとして認識しております。

レベル3に分類されている金融商品の公正価値の評価技法及び評価結果は社内承認プロセスに従って適切に査閲・承認されております。

③ 金融商品の帳簿価額と公正価値

連結財政状態計算書において経常的に公正価値で測定されない金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

なお、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、差入保証金以外のその他の金融資産、営業債務及びその他の債務、短期借入金）及び経常的に公正価値で測定する金融商品は含めておりません。

（単位：百万円）

	帳簿価額	公正価値
金融資産		
その他の金融資産		
未収入金	1,798	1,778
差入保証金	49	49
貸付金	310	316
金融負債		
社債及び借入金		
社債	1,362	1,352
その他の金融負債		
未払金	982	982
割賦未払金	8	8

連結財政状態計算書において経常的に公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類は以下のとおりであります。

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
金 融 資 産				
そ の 他 の 金 融 資 産				
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する 金 融 資 産				
非 上 場 株 式	一百万円	一百万円	84百万円	84百万円
純損益を通じて公正価値で 測 定 す る				
金 融 資 産				
非 上 場 株 式	一百万円	一百万円	15百万円	15百万円
合 計	一百万円	一百万円	99百万円	99百万円

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 634円89銭

(2) 基本的1株当たり当期損失

継続事業 △83円63銭

非継続事業 △32円29銭

計 △115円92銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(MBOの実施及び応募の推奨)

当社は、2023年2月13日開催の取締役会において、以下のとおり、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注）の一環として行われる株式会社O d e s s a 12（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）、新株予約権及び新株予約権付社債に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨し、新株予約権の所有者及び新株予約権付社債権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて当該新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

なお、当社の上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

（注）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

10. その他の注記

（1）非継続事業

当連結会計年度において、当社グループは、2021年12月30日開催の取締役会においてMafin Inc.の株式譲渡を決定いたしました。また、Metaps Plus Inc.は2022年10月6日に解散を決定いたしました。そのため、当連結会計年度におけるこれらの事業に関連する損益を、非継続事業として分類し、区分して表示しております。

非継続事業からの損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	金 額
売上高	652
その他の損益	△1,054
非継続事業からの税引前利益	△402
法人所得税費用	△16
非継続事業からの当期利益	△419

(2) 当社連結子会社における不正アクセス対応

2022年2月28日に当社の連結子会社である株式会社メタップスペイメント（以下、メタップスペイメント）が公表いたしました「不正アクセスによる情報流出に関するご報告とお詫び」にてお知らせしましたとおり、同社決済データセンターサーバー内に配置された一部のアプリケーションの脆弱性を利用され、不正アクセスが行われました。

メタップスペイメントは、原因究明のためにフォレンジック調査を受け、決済システム監視体制の強化、サーバーの分離によるアクセス制御及び各種脆弱性診断等の対策を順次実施するとともに、決済システムについてはPCIDSSへの準拠の認定を受けました。外部の専門家アドバイザーを含めた「再発防止委員会」を設置し、再発防止策の検討及び実施を継続するとともに、当社及び再発防止委員会とは独立した組織である第三者委員会も設置し、事実関係及び原因に照らした再発防止策に関する報告書を受領しております。

これらに伴い、各種調査、再発防止、取引先への対応等に係る支出がすでに発生又は今後発生が見込まれる費用として、連結損益計算書において、その他の費用に2,136百万円（セキュリティ対応引当金繰入額456百万円を含む）を計上いたしました。また、セキュリティ対応引当金について、167百万円の目的取崩を行いました。この結果、当連結会計期間末におけるセキュリティ対応引当金の残高は457百万円となりました。

また本件に係る費用及び損失につきましては、保険会社と保険適用の可否について協議を開始しております。

なおメタップスペイメントは、2022年6月30日付で経済産業省より、割賦販売法第35条の17の規定に基づく改善命令を、2022年7月13日付で個人情報保護委員会より、個人情報保護法第144条に基づく指導を受けました。これに対し2022年8月1日付にて、システム環境及び体制整備上の観点からの再発防止策に係る第三者委員会の提言を踏まえた改善措置に係る報告書を、同省及び同委員会にそれぞれ提出しております。

また不正アクセス等への対応のため、一部の決済サービスを停止しておりましたが、メタップスペイメントにおける対応及び関係各所との調整が完了いたしましたところ、2023年1月31日より、停止中のすべてのサービスを順次再開させております。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,937	流 動 負 債	1,062
現金及び預金	5,621	買 掛 金	0
売 掛 金	112	未 払 金	1,027
前 払 費 用	16	預 り 金	8
未 収 収 益	24	未 払 費 用	13
短期貸付金	333	未 払 法 人 税 等	5
未 収 入 金	1,828	前 受 収 益	3
そ の 他	14	そ の 他	4
貸倒引当金	△ 15	固 定 負 債	1,379
固 定 資 産	3,832	社 債	1,377
有形固定資産	1	そ の 他	1
工具、器具及び備品	5	負 債 合 計	2,441
減価償却累計額	△ 4	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	6	株 主 資 本	9,317
商 標 権	0	資 本 金	100
ソフトウェア	6	資 本 剰 余 金	10,923
投資その他の資産	3,825	資 本 準 備 金	5,506
投資有価証券	62	その他資本剰余金	5,417
関係会社株式	2,791	利 益 剰 余 金	△ 1,706
長期貸付金	948	その他利益剰余金	△ 1,706
そ の 他	22	繰越利益剰余金	△ 1,706
資 産 合 計	11,770	自 己 株 式	△ 0
		新 株 予 約 権	11
		純 資 産 合 計	9,328
		負 債 純 資 産 合 計	11,770

損 益 計 算 書

(2022年1月1日から)
(2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		
売上高	725	
関係会社ロイヤリティー収入	264	
関係会社受取配当金	60	1,050
売上原価		414
売上総利益		635
販売費及び一般管理費		1,073
営業損失 (△)		△ 437
営業外収益		
為替差益	134	
受取利息	29	
その他	4	168
営業外費用		
社債利息	16	
社債発行費	2	
その他	0	18
経常損失 (△)		△ 287
特別利益		
固定資産売却益	0	
関係会社株式売却益	47	
受取オプション料	100	147
特別損失		
減損損失	104	
子会社整理損	56	160
税引前当期純損失		△ 300
法人税、住民税及び事業税	△23	△23
当期純損失		△ 277

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から)
(2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	100	5,506	5,417	10,923	△1,428	△1,428
当 期 変 動 額						
当 期 純 損 失	—	—	—	—	△ 277	△ 277
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△ 277	△ 277
当 期 末 残 高	100	5,506	5,417	10,923	△ 1,706	△ 1,706

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自己株式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△0	9,594	11	9,605
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失	—	△ 277	—	△ 277
当 期 変 動 額 合 計	—	△ 277	—	△ 277
当 期 末 残 高	△0	9,317	11	9,328

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 3年～5年

② 無形固定資産

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・ その他の無形固定資産 定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は関係会社からの経営指導料、業務受託、ロイヤリティー及び受取配当金を収益計上しております。

① 経営指導料

契約内容に応じた業務を提供することが履行義務であり、業務が行われた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

② 業務受託

契約内容に応じた業務を提供することが履行義務であり、業務が行われた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

③ ロイヤリティー

契約で定められた期間にわたり、関係会社に対して商標権を使用許諾することが履行義務であり、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間に応じて収益を認識しております。

④ 受取配当金

配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、当該会計方針の変更による重要な影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

なお、当該会計方針の変更による重要な影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(1) 貸借対照表の表示方法の変更

前事業年度において流動資産の「その他」に含めていた「未収入金」は金額的重要性が増したため当事業年度より区分掲記することとしました。なお、前事業年度の「未収入金」は347百万円となります。

(2) 損益計算書の表示方法の変更

前事業年度において営業外費用の「その他」に含めていた「社債発行費」は金額的重要性が増したため当事業年度より区分掲記することとしました。なお、前事業年度の「社債発行費」は2百万円となります。

前事業年度において特別利益の「その他」に含めていた「受取オプション料」は金額的重要性が増したため当事業年度より区分掲記することとしました。なお、前事業年度の「受取オプション料」は100百万円となります。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であつ、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式

2,791百万円

当社は、非上場の投資先企業に対して、投資時に当該企業の事業の将来性を鑑み、その中長期事業計画に基づき、投資先企業の超過収益力等を評価しており、超過収益力等の評価額が取得原価に含まれております。

当該超過収益力等が多額に含まれている関係会社株式の評価については、発行会社の財政状態の悪化あるいは超過収益力等が見込めなくなったことによる実質価額の著しい低下がないか検討しており、低下が認められる場合には、回復可能性が事業計画等の十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減損を認識しております。また、これらの株式については、経営者によって承認された事業計画との比較等により、超過収益力等の減少の有無を判断しており、超過収益力等が見込めなくなった場合には、超過収益力等を見込まずに実質価額の著しい低下がないか判断することとしております。超過収益力の見積りにおける重要な仮定は、事業計画における将来キャッシュ・フロー、その後の期間の成長率及び割引率であります。超過収益力等が多額に含まれている関係会社株式について、当事業年度末における実質価額の著しい低下がないことから、評価損を計上しておりません。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	443百万円
② 長期金銭債権	638百万円
③ 短期金銭債務	0百万円

(2) 関係会社の金融機関からの借入に対する債務保証は以下のとおりであります。

株式会社メタップスペイメント	1,000百万円
----------------	----------

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 103百万円

仕入高 0百万円

営業取引以外の取引高 24百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 170株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は、税務上の繰越欠損金等ではありますが、個別に回収可能性を評価した結果、全額評価性引当金を計上しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の 名称	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	Metaps Plus Inc.	直接 99.24	当社資金 の貸付	資金の貸付 (純額)	—	長期貸付金 (注2)	—
				受取利息	21	未収入金 (注2)	—
			当社債権 の譲渡	増資の引受 (注2)	1,366	—	—
				債権放棄 (注2)	1,118	—	—
子会社	(株)メタップス ペイメント	直接 80.00	当社役務 の提供	役務の提供	66	売掛金	64
				ロイヤリティー の受取	207		
			当社資金 の貸付	資金の貸付	1,000	短期貸付金	333
			同社の 債務保証	受取利息 債務保証 (注3)	1 1,000	長期貸付金 —	638 —
子会社	(株)メタップス ワン	直接 100.00	当社役務 の提供	役務の提供	30	売掛金	17
				ロイヤリティー の受取	56		
				受取配当金	60		

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。

役務の提供については、市場実勢を参考に価格交渉の上で決定しております。

ロイヤリティーについては、売上総利益に応じ一定率の受取をしております。

2. Metaps Plus Inc. につきましては、当社の清算終了に先立って出資及び債権放棄を行っております。出資は金銭の他、デットエクイティ・スワップ方式による現物出資により行っており、債権放棄と合わせて2,361百万円の貸倒引当金を取り崩しております。

3. 債務保証については、金融機関からの借入に対するものであります。保証料は受領しておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	678円60銭
(2) 1株当たり当期純損失	△20円18銭

11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「9. 重要な後発事象に関する注記（MBOの実施及び応募の推奨）」と同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. その他の注記

該当ありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月27日

株式会社メタックス

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鈴木 智佳子

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 林 壮一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メタックスの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社メタックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年2月13日開催の取締役会において、マネジメント・バイアウトの一環として行われる株式会社Odessa12による会社の発行済普通株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債に対する公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、会社の株主に対し本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権の所有者及び本新株予約権付社債権者に対し本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権の所有者及び本新株予約権付社債権者の判断に委ねる旨を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月27日

株式会社メタックス

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 鈴木 智佳子

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 林 壮一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メタックスの2022年1月1日から2022年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年2月13日開催の取締役会において、マネジメント・バイアウトの一環として行われる株式会社Odessa 12による会社の発行済普通株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債に対する公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、会社の株主に対し本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権の所有者及び本新株予約権付社債権者に対し本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権の所有者及び本新株予約権付社債権者の判断に委ねる旨を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月28日

株式会社メタップス 監査等委員会

監査等委員(社外取締役)	小	笹	文
監査等委員(社外取締役)	佐	野	綾
監査等委員	ロ	ウ・フ	ェイ

以 上